

根拠基本通達・個別通達

令和元年6月28日課法2-13、課審6-10、査調5-3「法人税基本通達等の一部改正について」(法令解釈通達)「定期保険及び第三分野に係る保険料の取扱い」

養老保険に係る保険料

9-3-4 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)を被保険者とする養老保険(被保険者の死亡又は生存を保険事故とする生命保険をいい、特約が付されているものを含むが、9-3-6に定める定期付養老保険等を含まない。以下9-3-7の2までにおいて同じ。)に加入してその保険料(令第135条((確定給付企業年金等の掛金等の損金算入))の規定の適用があるものを除く。以下9-3-4において同じ。)を支払った場合には、その支払った保険料の額(特約に係る保険料の額を除く。)については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。

- (1) 死亡保険金(被保険者が死亡した場合に支払われる保険金をいう。以下9-3-4において同じ。)及び生存保険金(被保険者が保険期間の満了の日その他一定の時期に生存している場合に支払われる保険金をいう。以下9-3-4において同じ。)の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額は、保険事故の発生又は保険契約の解除若しくは失効により当該保険契約が終了する時までには資産に計上するものとする。
- (2) 死亡保険金及び生存保険金の受取人が被保険者又はその遺族である場合その支払った保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。
- (3) 死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で、生存保険金の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額のうち、その2分の1に相当する金額は(1)により資産に計上し、残額は期間の経過に応じて損金の額に算入する。ただし、役員又は部長長その他特定の使用人(これらの者の親族を含む。)のみを被保険者としている場合には、当該残額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。

定期保険及び第三分野保険に係る保険料

9-3-5 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)を被保険者とする定期保険(一定期間内における被保険者の死亡を保険事故とする生命保険をいい、特約が付されているものを含む。以下9-3-7の2までにおいて同じ。)又は第三分野保険(保険業法第3条第4項第2号(免許)に掲げる保険(これに類するものを含む。)をいい、特約が付されているものを含む。以下9-3-7の2までにおいて同じ。)に加入してその保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額(特約に係る保険料の額を除く。以下9-3-5の2までにおいて同じ。)については、9-3-5の2((定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱い))の適用を受けるものを除き、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。

- (1) 保険金又は給付金の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額は、原則として、期間の経過に応じて損金の額に算入する。
 - (2) 保険金又は給付金の受取人が被保険者又はその遺族である場合 その支払った保険料の額は、原則として、期間の経過に応じて損金の額に算入する。ただし、役員又は部長長その他特定の使用人(これらの者の親族を含む。)のみを被保険者としている場合には、当該保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。
- (注) 1 保険期間が終身である第三分野保険については、保険期間の開始の日から被保険者の年齢が116歳に達する日までを計算上の保険期間とする。
- 2 (1)及び(2)前段の取扱いについては、法人が、保険期間を通じて解約返戻金相当額のない定期保険又は第三分野保険(ごく少額の払戻金のある契約を含み、保険料の払込期間が保険期間より短いものに限る。以下9-3-5において「解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険」という。)に加入した場合において、当該事業年度に支払った保険料の額(一の被保険者につき2以上の解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険に加入している場合にはそれぞれについて支払った保険料の額の合計額)が30万円以下であるものについて、その支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときには、これを認める。

定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱い

9-3-5の2 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)を被保険者とする定期期間が3年以上の定期保険又は第三分野保険(以下9-3-5の2において「定期保険等」という。)で最高解約返戻率が50%を超えるものに加入して、その保険料を支払った場合には、当期分支払保険料の額については、次表に定める区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。ただし、これらの保険のうち、最高解約返戻率が70%以下で、かつ、年換算保険料相当額(一の被保険者につき2以上の定期保険等に加入している場合にはそれぞれの年換算保険料相当額の合計額)が30万円以下の保険に係る保険料を支払った場合については、9-3-5の例によるものとする。

- (1) 当該事業年度に次表の資産計上期間がある場合には、当期分支払保険料の額のうち、次表の資産計上額の欄に掲げる金額(当期分支払保険料の額に相当する額を限度とする。)は資産に計上し、残額は損金の額に算入する。
- (注) 当該事業年度中途で次表の資産計上期間が終了する場合には、次表の資産計上額については、当期分支払保険料の額を当該事業年度の月数で除して当該事業年度に含まれる資産計上期間の月数(1月未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。)を乗じて計算した金額により計算する。また、当該事業年度中途で次表の資産計上額の欄の「保険期間の開始の日から、10年を経過する日」が到来する場合の資産計上額についても、同様とする。
- (2) 当該事業年度に次表の資産計上期間がない場合(当該事業年度に次表の取崩期間がある場合を除く。)には、当期分支払保険料の額は、損金の額に算入する。
 - (3) 当該事業年度に次表の取崩期間がある場合には、当期分支払保険料の額((1)により資産に計上することとなる金額を

除く。)を損金の額に算入するとともに、(1)により資産に計上した金額の累積額を取崩期間(当該取崩期間に1月未満の端数がある場合には、その端数を切り上げる。)の経過に応じて均等に取り崩した金額のうち、当該事業年度に対応する金額を損金の額に算入する。

区分	資産計上期間	資産計上額	取崩期間
最高解約返戻率 50%超70%以下	保険期間の開始の日から、当該保険期間の100分の40相当期間を経過する日まで	当期分支払保険料の額に100分の40を乗じて計算した金額	保険期間の100分の75相当期間経過後から、保険期間の終了の日まで
最高解約返戻率 70%超85%以下		当期分支払保険料の額に100分の60を乗じて計算した金額	
最高解約返戻率 85%超	保険期間の開始の日から、最高解約返戻率となる期間(当該期間経過後の各期間において、その期間における解約返戻金相当額からその直前の期間における解約返戻金相当額を控除した金額を年換算保険料相当額で除した割合が100分の70を超える期間がある場合には、その超えることとなる期間)の終了の日まで (注) 上記の資産計上期間が5年未満となる場合には、保険期間の開始の日から、5年を経過する日まで(保険期間が10年未満の場合には、保険期間の開始の日から、当該保険期間の100分の50相当期間を経過する日まで)とする。	当期分支払保険料の額に最高解約返戻率の100分の70(保険期間の開始の日から、10年を経過する日まで)は100分の90)を乗じて計算した金額	解約返戻金相当額が最も高い金額となる期間(資産計上期間の欄に掲げる(注)に該当する場合には、当該(注)による資産計上期間)経過後から、保険期間の終了の日まで

(注) 1 「最高解約返戻率」、「当期分支払保険料の額」、「年換算保険料相当額」及び「保険期間」とは、それぞれ次のものをいう。

- イ 最高解約返戻率とは、その保険の保険期間を通じて解約返戻率(保険契約時において契約者に示された解約返戻金相当額について、それを受けることとなるまでの間に支払うこととなる保険料の額の合計額で除した割合)が最も高い割合となる期間におけるその割合をいう。
 - ロ 当期分支払保険料の額とは、その支払った保険料の額のうち当該事業年度に対応する部分の金額をいう。
 - ハ 年換算保険料相当額とは、その保険の保険料の総額を保険期間の年数で除した金額をいう。
 - ニ 保険期間とは、保険契約に定められている契約日から満了日までをいい、当該保険期間の開始の日以後1年ごとに区分した各期間で構成されているものとして本文の取扱いを適用する。
- 2 保険期間が終身である第三分野保険については、保険期間の開始の日から被保険者の年齢が116歳に達する日までを計算上の保険期間とする。
- 3 表の資産計上期間の欄の「最高解約返戻率となる期間」及び「100分の70を超える期間」並びに取崩期間の欄の「解約返戻金相当額が最も高い金額となる期間」が複数ある場合には、いずれもその最も遅い期間がそれぞれの期間となることに留意する。
- 4 一定期間分の保険料の額の前払をした場合には、その全額を資産に計上し、資産に計上した金額のうち当該事業年度に対応する部分の金額について、本文の取扱いによることに留意する。
- 5 本文の取扱いは、保険契約時の契約内容に基づいて適用するのであるが、その契約内容の変更があった場合、保険期間のうち当該変更後の期間においては、変更後の契約内容に基づいて9-3-4から9-3-6の2の取扱いを適用する。なお、その契約内容の変更に伴い、責任準備金相当額の過不足の精算を行う場合には、その変更後の契約内容に基づいて計算した資産計上額の累積額と既往の資産計上額の累積額との差額について調整を行うことに留意する。
- 6 保険金又は給付金の受取人が被保険者又はその遺族である場合であって、役員又は部長長その他特定の使用人(これらの者の親族を含む。)のみを被保険者としているときには、本文の取扱いの適用はなく、9-3-5の(2)の例により、その支払った保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。

定期付養老保険等に係る保険料

9-3-6 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)を被保険者とする定期付養老保険等(養老保険に定期保険又は第三分野保険を付したものをいう。以下9-3-7までにおいて同じ。)に加入してその保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額(特約に係る保険料の額を除く。)については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。

- (1) 当該保険料の額が生命保険証券等において養老保険に係る保険料の額と定期保険又は第三分野保険に係る保険料の額とに区分されている場合 それぞれの保険料の額について9-3-4、9-3-5又は9-3-5の2の例による。
- (2) (1)以外の場合その保険料の額について9-3-4の例による。

特約に係る保険料

9-3-6の2 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)を被保険者とする特約を付した養老保険、定期保険、第三分野保険又は定期付養老保険等に加入し、当該特約に係る保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額については、当該特約の内容に応じ、9-3-4、9-3-5又は9-3-5の2の例による。

保険契約の転換をした場合

9-3-7 法人がいわゆる契約転換制度によりその加入している養老保険、定期保険、第三分野保険又は定期付養老保険等を他の養老保険、定期保険、第三分野保険又は定期付養老保険等(以下9-3-7において「転換後契約」という。)に転換した場合には、資産に計上している保険料の額(以下9-3-7において「資産計上額」という。)のうち、転換後契約の責任準備金に充当される部分の金額(以下9-3-7において「充当額」という。)を超える部分の金額をその転換をした日の属する事業年度の損金の

第一章 各保険種類における 経理処理

各保険種類における 経理処理のまとめ

当社商品における税務の取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパーフェニックス)・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険(プラチナフェニックス)・③通増定期保険・④みらいのカチ[定期・新3大疾病保障(死亡保障100%型)(有期)・介護保障(有期)・身体障害保障]の経理処理

1-2. ④長期定期保険(ジャストチーム)の経理処理

1-3. ⑥みらいのカチ[入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院継続時収入サポート・認知症保障(有期)]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカチ[入院総合・がん医療・認知症保障(終身)]の経理処理

1-5. ⑧みらいのカチ[生存給付金付定期]の経理処理

2-1. ⑨みらいのカチ[終身]の経理処理

2-2. ⑩みらいのカチ[新3大疾病保障・死亡保障100%型(終身)・介護保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカチ[養老]の経理処理

2-4. ⑫みらいのカチ[年金]の経理処理

2-5. ⑬みらいのカチ[パッケージプラン]の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険(グランエイジ)の経理処理

第二章 各種制度を利用した 場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理(所得税基本通達36-37)

2. 契約貸付に関する経理処理

3. 保障見直し制度を利用した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の保険料の経理処理

額に算入することができるものとする。この場合において、資産計上額のうち充当額に相当する部分の金額については、その転換のあった日に保険料の一時払いをしたものとして、転換後契約の内容に応じて9-3-4から9-3-6の2までの例(ただし、9-3-5の2の表の資産計上期間の欄の(注)を除く。)による。

払済保険へ変更した場合

9-3-7の2 法人が既に加入している生命保険をいわゆる払済保険に変更した場合には、原則として、その変更時における解約返戻金相当額とその保険契約により資産に計上している保険料の額(以下9-3-7の2において「資産計上額」という。)との差額を、その変更した日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。ただし、既に加入している生命保険の保険料の全額(特約に係る保険料の額を除く。)が役員又は使用人に対する給与となる場合は、この限りでない。

- (注) 1 養老保険、終身保険、定期保険、第三分野保険及び年金保険(特約が付加されていないものに限る。)から同種類の払済保険に変更した場合に、本文の取扱いを適用せずに、既往の資産計上額を保険事故の発生又は解約失効等により契約が終了するまで計上しているときは、これを認める。
- 2 本文の解約返戻金相当額については、その払済保険へ変更した時点において当該変更後の保険と同一内容の保険に加入して保険期間の全部の保険料を一時払いしたものとして、9-3-4から9-3-6までの例(ただし、9-3-5の2の表の資産計上期間の欄の(注)を除く。)により処理するものとする。
- 3 払済保険が復旧された場合には、払済保険に変更した時点で益金の額又は損金の額に算入した金額を復旧した日の属する事業年度の損金の額又は益金の額に、また、払済保険に変更した後に損金の額に算入した金額は復旧した日の属する事業年度の益金の額に算入する。

経過的取扱い…改正通達の適用時期

この法令解釈通達による改正後の取扱いは令和元年7月8日以後の契約に係る定期保険又は第三分野保険(9-3-5に定める解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険を除く。)の保険料及び令和元年10月8日以後の契約に係る定期保険又は第三分野保険(9-3-5に定める解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険に限る。)の保険料について適用し、それぞれの日前の契約に係る定期保険又は第三分野保険の保険料については、この法令解釈通達による改正前の取扱い並びにこの法令解釈通達による廃止前の昭和54年6月8日付直審4-18「法人契約の新成人病保険の保険料の取扱いについて」、昭和62年6月16日付直法2-2「法人が支払う長期平準定期保険等の保険料の取扱いについて」、平成元年12月16日付直審4-52「法人又は個人事業者が支払う介護費用保険の保険料の取扱いについて」、平成13年8月10日付課審4-100「法人契約の「がん保険(終身保障タイプ)・医療保険(終身保障タイプ)」の保険料の取扱いについて(法令解釈通達)」及び平成24年4月27日付課法2-5ほか1課共同「法人が支払う「がん保険」(終身保障タイプ)の保険料の取扱いについて(法令解釈通達)」の取扱いの例による。

ご参考

定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱いに関するFAQ [Q1] (国税庁)

改正通達の適用時期について

改正後の法基通及び連基通の取扱い(解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険を除きます。)は、令和元年7月8日以後の契約に係る定期保険又は第三分野保険の保険料について適用されますので、同日前の契約に遡って改正後の取扱いが適用されることはありません。

また、法基通9-3-5の(注)2及び連基通8-3-5の(注)2に定める解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険の保険料については、令和元年10月8日以降の契約に係るものについて、改正後の取扱いが適用されますので、同日前の契約に遡って改正後の取扱いが適用されることはありません。

なお、上記のそれぞれの日前の契約に係る定期保険又は第三分野保険の保険料については、引き続き、改正前の法基通若しくは連基通又は廃止前の各個別通達の取扱いの例によることとなります。

保険の種類	適用関係			
	7/8前契約	7/8以後契約	10/8前契約	10/8以後契約
定期保険 無解約返戻金・短期払 30万以下	旧9-3-5他 廃止前個別通達	新9-3-5、9-3-5の2他		
		旧9-3-5他	新9-3-5他 新9-3-5の(注)2	
第三分野保険 無解約返戻金・短期払 30万以下	廃止前個別通達	新9-3-5、9-3-5の2他		
		廃止前個別通達 (廃止前のがん保険通達の(3)例外的取扱い)	新9-3-5他 新9-3-5の(注)2	

ご参考

定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱いに関するFAQ [Q9] (国税庁)

定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱いにおける、年換算保険料相当額が30万円以下か否かの判定方法について

年換算保険料相当額が30万円以下か否かは、保険会社やそれぞれの保険契約への加入時期の違いにかかわらず、一の者(例えば、代表取締役：甲)を被保険者として、その法人が加入している全ての定期保険等に係る年換算保険料相当額の合計額で判定することとなりますが、その判定に際しては、特に次の点に留意する必要があります。

- 合計額に含めるのは、保険期間が3年以上の定期保険又は第三分野保険で最高解約返戻率が50%超70%以下のものに係る年換算保険料相当額となります。
なお、役員又は部長課長その他特定の使用人(これらの者の親族を含みます。)のみを被保険者としている場合で、その保険料の額が当該役員又は使用人に対する給与となるものは、判定に含める必要はありません。
- 事業年度の途中で上記①の定期保険等の追加加入又は解約等をした場合の取扱いは次のとおりです。
最初に加入した定期保険等に係る年換算保険料相当額が30万円以下で、当期に追加加入した定期保険等に係る年換算保険料相当額を合計した金額が30万円超となる場合には、最初に加入した定期保険等に係る当期分支払保険料の額のうちその追加加入以後の期間に対応する部分の金額については、法基通9-3-5の2の取扱いによることとなります(経理事務が煩雑となるため、追加加入した日を含む事業年度に係る当期分支払保険料の額の全額について同通達の取扱いによることとしている場合には、それでも差し支えありません。)
反対に、2つの定期保険等に加入している場合で、事業年度の途中で一方の定期保険等を解約等したことにより、年換算保険料相当額の合計額が30万円以下となるときには、他の定期保険等に係る当期分支払保険料の額のうちその解約等以後の期間に対応する部分の金額については、法基通9-3-5の2の取扱いの適用はありません(経理事務が煩雑となるため、解約等した日を含む事業年度に係る当期分支払保険料の額の全額について同通達の取扱いによらないこととしている場合には、それでも差し支えありません。)。この場合、既往の資産計上額の累積額については、保険期間の100分の75相当期間経過後から、保険期間の終了の日までの取崩期間の経過に応じて取り崩すこととなります。
- 改正通達の適用日前に契約した定期保険等に係る年換算保険料相当額は判定に含める必要はありません。

ご参考

定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱いに関するFAQ [Q11] (国税庁)

「契約内容の変更」に該当する取扱いについて

法基通9-3-5の2は、契約時の最高解約返戻率の区分に応じて資産計上期間、資産計上割合及び取崩期間を設定していますので、解約返戻率の変動を伴う契約内容の変更や保険期間の変更は、原則として、「契約内容の変更」に当たり、例えば、次に掲げるような変更が該当します。

- 払込期間の変更(全期払(年払・月払)を短期払に変更する場合等)
- 特別保険料の変更
- 保険料払込免除特約の付加・解約
- 保険金額の増額、減額又は契約の一部解約に伴う高額割引率の変更により解約返戻率が変動する場合
- 保険期間の延長・短縮
- 契約書に記載した年齢の誤りの訂正等により保険料が変動する場合
一方で、例えば、次に掲げるような変更は、原則として「契約内容の変更」には当たりません。
- 払込方法の変更(月払を年払に変更する場合等)
- 払込経路の変更(口座振替払いを団体扱いに変更する場合等)
- 前納金の追加納付
- 契約者貸付
- 保険金額の減額(部分解約)

なお、保険給付のある特約に追加加入した場合、その特約に係る保険料は、主契約に係る保険料とは区分して取り扱われることとなりますので、特約の付加に伴う高額割引率の変更により主契約の保険料が変動するようなことがない限り、主契約の「契約内容の変更」としては取り扱われません(法基通9-3-6の2)。

また、契約の転換、払済保険への変更、契約の更新も、法基通9-3-5の2(注)5の「契約の変更」としては取り扱われません。

上記のとおり、解約返戻率の変動を伴う契約内容の変更は、原則として、「契約内容の変更」に当たることから、次の[Q12]の処理を行う必要がありますが、「契約内容の変更」により最高解約返戻率が低くなることが見込まれる場合で、経理事務が煩雑となるため、あえて[Q12]の処理を行わないこととしているときには、それでも差し支えありません。

第一章 各保険種類における 経理処理

各保険種類における 経理処理のまとめ

当社商品における税務の取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパーフェニックス)・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険(プラチナフェニックス)・③通増定期保険・④みらいのカタチ[定期・新3大疾病保障(死亡保障100%型)(有期)]・介護保障(有期)・身体障害保障の経理処理
1-2. ④長期定期保険(ジャストターム)の経理処理
1-3. ⑤みらいのカタチ[入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院継続時収入サポート・認知症保障(有期)]の経理処理
1-4. ⑦みらいのカタチ[入院総合・がん医療・認知症保障(終身)]の経理処理
1-5. ⑧みらいのカタチ[生存給付金付定期]の経理処理
2-1. ⑨みらいのカタチ[終身]の経理処理
2-2. ⑩みらいのカタチ[新3大疾病保障・死亡保障100%型(終身)・介護保障(終身)]の経理処理
2-3. ⑪みらいのカタチ[養老]の経理処理
2-4. ⑫みらいのカタチ[年金]の経理処理
2-5. ⑬みらいのカタチ[パッケージプラン]の経理処理
2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険(グランエイジ)の経理処理
第二章 各種制度を利用した場合の経理処理
1. 名義変更をした場合の経理処理(所得税基本通達36-37)
2. 契約貸付に関する経理処理
3. 保障見直し制度を利用した場合の経理処理
4. 一部保障見直し制度を利用した場合の経理処理
5. 保障追加制度を利用した場合の経理処理
6. 保険金額等を減額した場合の経理処理
7. 終身変更制度を利用した場合の経理処理
8. 払済保険に変更した場合の経理処理
9. 保険料前納制度を利用した場合の経理処理
10. 保険料頭金制度を利用した場合の経理処理
11. 特別条件付契約の保険料の経理処理

第三章 根拠基本通達・個別通達

ご参考

定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱いに関するFAQ [Q12]（国税庁）

「契約内容の変更」に伴う具体的な処理について

法基通9-3-5の2は、契約時の契約内容に基づいて適用されますので、その契約後に契約内容の変更があった場合、保険期間のうち当該変更があった時以後の期間においては、変更後の契約内容に基づいて法基通9-3-4から9-3-6の2までの取扱いを適用することとなります(法基通9-3-5の2(注)5)。

なお、保険料や保険金額の異動（これに伴い解約返戻率も変動）を伴う契約内容の変更がある場合には、変更前の責任準備金相当額と変更後の契約内容に応じて必要となる責任準備金相当額との過不足の精算を行うのが一般的であり、これにより、責任準備金相当額は契約当初から変更後の契約内容であったのと同じ額となりますので、税務上の資産計上累積額もこれに合わせた調整を行う必要があります。

具体的には、変更時に精算（追加払又は払戻し）される責任準備金相当額を損金の額又は益金の額に算入するとともに、契約当初から変更後までの資産計上累積額を計算し、これと既往の資産計上累積額との差額について、変更時の益金の額又は損金の額に算入することとなります。この調整により、税務上の資産計上累積額は契約当初から変更後の契約内容であったのと同じ額となります(この処理は、契約変更時に行うものですので、過去の事業年度に遡って修正申告等をする必要はありません)。

変更後の各事業年度における当期分支払保険料の額については、上記の新たな最高解約返戻率の区分に応じて取り扱い、上記の調整後の資産計上累積額についても、この新たな区分に応じた取崩し期間に従って取り崩すこととなります。

また、最高解約返戻率が85％以下の場合で、最高解約返戻率の区分に変更がないときには、資産計上期間や資産計上割合は変わらないことから、必ずしも上記の処理によることなく、責任準備金相当額の精算のみを行う処理も認められます。例えば、①責任準備金相当額の追加払があった場合に、変更後の保険料に含めて処理することや、②責任準備金相当額の払戻しがあった場合に、既往の資産計上累積額のうち払い戻された責任準備金相当額に応じた金額を取り崩すといった処理も認められます。

ご参考

定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱いに関するFAQ [Q17]（国税庁）

解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険における、当該事業年度に支払った保険料の額が30万円以下か否かの判定方法について

当該事業年度に支払った保険料の額が30万円以下か否かについては、特に次の点に留意する必要があります。

① 一の被保険者（例えば、代表取締役：甲）につき、法基通9-3-5の(注)2に定める「解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険」に複数加入している場合は、保険会社やそれぞれの保険契約への加入時期の違いにかかわらず、その全ての保険について当該事業年度に支払った保険料の額を合計して判定することとなります。したがって、例えば、年払保険料20万円の無解約返戻金型終身医療保険（払込期間30年）と年払保険料100万円の無解約返戻金型終身がん保険（払込期間5年）に加入して当該事業年度に保険料を支払った場合、いずれの保険料についても、同通達の(注)2の取扱いは認められず、それぞれの保険期間（保険期間の開始から116歳までの期間）の経過に応じて損金算入することとなります。

なお、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含みます。）のみを被保険者としている場合で、その保険料の額が当該役員又は使用人に対する給与となるものは、判定に含める必要はありません。

② 事業年度の途中で「解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険」の追加加入又は解約等をした場合の取扱いは次のとおりです。

最初に加入した定期保険又は第三分野保険の年払保険料の額が30万円以下で、事業年度の途中で追加加入した定期保険又は第三分野保険について当該事業年度に支払った保険料の額との合計額が30万円超となる場合には、当該事業年度に支払ったいずれの保険料についても、同通達の(注)2の取扱いは認められず、それぞれの保険期間の経過に応じて損金の額に算入することとなります。

反対に、2つの定期保険又は第三分野保険に加入している場合で、事業年度の途中で一方の保険を解約等したことにより、当該事業年度に支払った保険料の合計額が30万円以下となるとときには、当該事業年度に支払った保険料の額を当期の損金の額に算入することができます。

③ 改正通達の適用日前に契約した「解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険」に係る支払保険料の額は判定に含める必要はありません。

平成15年2月28日課法2-7「法人税基本通達等の一部改正について」等（抜粋）

「法人契約の生命保険に係る税務取扱い」

契約者配当

9-3-8 法人が生命保険契約（適格退職年金契約に係るものを含む。）に基づいて支払を受ける契約者配当の額については、その通知（据置配当については、その積立てをした旨の通知）を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入するのであるが、当該生命保険契約が9-3-4の(1)に定める場合に該当する場合（9-3-6の(2)により9-3-4の(1)の例による場合を含む。）には、当該契約者配当の額を資産に計上している保険料の額から控除することができるものとする。（昭55年直法2-15「十三」より改正）

- ① 契約者配当の額をもっていわゆる増加保険に係る保険料の額に充当することになっている場合には、その保険料の額については、9-3-4から9-3-6までに定めるところによる。
- 据置配当又は未取の契約者配当の額に付される利子の額については、その通知のあった日の属する事業年度の益金の額に算入するのであるから留意する。

平成2年5月30日直審4-19(例規)

法人が契約する個人年金保険に係る法人税の取扱いについて

1 個人年金保険の内容

この通達に定める取扱いの対象とする個人年金保険は、法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者として加入した生命保険で、当該保険契約に係る年金支払開始日に被保険者が生存しているときに所定の期間中、年金が当該保険契約に係る年金受取人に支払われるものとする。

(注)法人税法施行令第135条（(適格退職年金契約等の掛金等の損金算入)）の規定の適用のあるもの及び法人税基本通達9-3-4の定め の適用のあるものは、この通達に定める取扱いの対象とならないことに留意する。

2 個人年金保険に係る保険料の取扱い

法人が個人年金保険に加入してその保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額（傷害特約等の特約に係る保険料の額を除く。）については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。

(注)傷害特約等の特約に係る保険料の取扱いについては、法人税基本通達9-3-6の2の定めを準用する。

- 死亡給付金（年金支払開始日前に被保険者が死亡した場合に支払われる死亡給付金又は死亡保険金をいう。以下同じ。）及び年金（年金支払開始日に被保険者が生存している場合に支払われる年金をいう。以下同じ。）の受取人が当該法人である場合　その支払った保険料の額は、下記の5（(資産計上した保険料等の取崩し)）の定めにより取り崩すまでは資産に計上するものとする。
- 死亡給付金及び年金の受取人が当該被保険者又はその遺族である場合　その支払った保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。
- 死亡給付金の受取人が当該被保険者の遺族で、年金の受取人が当該法人である場合　その支払った保険料の額のうち、その90％に相当する金額は(1)により資産に計上し、残額は期間の経過に応じて損金の額に算入する。ただし、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の遺族を含む。）のみを被保険者としている場合には、当該残額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。

3 年金支払開始日前に支払を受ける契約者配当の取扱い

法人が個人年金保険の保険契約に基づいて年金支払開始日前に支払を受ける契約者配当の額については、その通知を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入する。ただし、当該保険契約の年金の受取人が被保険者であり、かつ、当該法人と当該被保険者との契約により、当該法人が契約者配当の支払請求をしないでその全額を年金支払開始日まで積み立てておくこと（当該積み立てた契約者配当の額が、生命保険会社において年金支払開始日に当該保険契約の責任準備金に充当され、年金の額が増加する（これにより増加する年金を「増加年金」という。以下同じ。）こと）が明らかである場合には、当該契約者配当の額を益金の額に算入しないことができる。

(注)契約者配当の額に付される利子の額については、本文ただし書の定めにより当該契約者配当の額を益金の額に算入しない場合を除き、その通知を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入するのであるから留意する。

4 年金支払開始日以後に支払を受ける契約者配当の取扱い

法人が個人年金保険の年金の受取人である場合に当該保険契約に基づいて年金支払開始日以後に支払を受ける契約者配当の額については、その通知を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入する。ただし、年金支払開始日に分配される契約者配当で、生命保険会社から年金として支払われるもの（年金受取人の支払方法の選択によるものを除く。）については、当該契約者配当の額をその通知を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入しないことができる。

なお、益金の額に算入した契約者配当の額を一時払保険料に充当した場合には、下記の5（(資産計上した保険料等の取崩し)）に定めるところにより取り崩すまでは資産に計上するものとする（以下この通達において、契約者配当を充当した一時払保険料を「買増年金積立保険料」という。）。

(注)契約者配当の額に付される利子の額については、その通知を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入するのであるから留意する。

第一章

各保険種類における経理処理

各保険種類における経理処理のまとめ

当社商品における税務の取扱いについて

1-1. ①長期定期保険（スーパーフェニックス）・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険（プラチナフェニックス）・③通増定期保険・④みらいのカチ[定期・新3大疾病保障（死亡保障100％型）(有期)・介護保障（有期）・身体障が保障]の経理処理

1-2. ④長期定期保険（ジャストターム）の経理処理

1-3. ⑥みらいのカチ[入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院継続時収入サポート・認知症保障(有期)]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカチ[入院総合・がん医療・認知症保障(終身)]の経理処理

1-5. ⑧みらいのカチ[生存給付金付定期]の経理処理

2-1. ⑨みらいのカチ[終身]の経理処理

2-2. ⑩みらいのカチ[新3大疾病保障・(死亡保障100％型)（終身）・介護保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカチ[養老]の経理処理

2-4. ⑫みらいのカチ[年金]の経理処理

2-5. ⑬みらいのカチ[パッケージプラン]の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険(グランエジ)の経理処理

第二章
各種制度を利用した場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理（所得税基本通達 36-37）

2. 契約貸付に関する経理処理

3. 保障見直し制度を利用した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の保険料の経理処理

第三章
根拠基本通達・個別通達

5 資産計上した保険料等の取崩し

資産に計上した保険料等の取崩しについては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。

- (1)年金支払開始日前に死亡給付金支払の保険事故が生じた場合 当該保険事故が生じた日(死亡給付金の受取人が当該法人である場合には、死亡給付金の支払通知を受けた日)の属する事業年度において、当該保険契約に基づいて資産に計上した支払保険料の額及び資産に計上した契約者配当等(配当を積み立てたことにより付される利子を含む。以下同じ。)の額の全額を取り崩して損金の額に算入する。

(注)この場合、死亡給付金の受取人が法人であるときには、支払を受ける死亡給付金の額及び契約者配当等の額を法人の益金の額に算入するのであるから留意する。

- (2)年金の受取人が役員又は使用人である保険契約に係る年金支払開始日が到来した場合 当該年金支払開始日の属する事業年度において、当該保険契約に基づいて資産に計上した契約者配当等の額の全額を取り崩して損金の額に算入する。
- (3)年金の受取人が当該法人である保険契約に基づいて契約年金(年金支払開始日前の支払保険料に係る年金をいう。以下同じ。)及び増加年金の支払を受ける場合(年金の一時支払を受ける場合を除く。) 当該年金の支払通知を受けた日の属する事業年度において、当該保険契約に基づいて年金支払開始日までに資産に計上した支払保険料の額及び年金支払開始日に責任準備金に充当された契約者配当等の額の合計額(以下この通達において、「年金積立保険料の額」という。)に、当該支払を受ける契約年金の額及び増加年金の額の合計額が年金支払総額(次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額をいう。以下同じ。)に占める割合を乗じた金額に相当する額の年金積立保険料の額を取り崩して損金の額に算入する。

イ 当該保険契約が確定年金(あらかじめ定められた期間(以下この通達において、「保証期間」という。)中は被保険者の生死にかかわらず年金が支払われることとされているものをいう。以下同じ。)である場合 当該保険契約に基づいて当該保証期間中に支払われる契約年金の額及び増加年金の額の合計額

ロ 当該保険契約が保証期間付終身年金(保証期間中は被保険者の生死にかかわらず年金が支払われ、あるいは保証期間中に被保険者が死亡したときには保証期間に対応する年金の支払残額が支払われ、保証期間経過後は年金支払開始日の応当日に被保険者が生存しているときに年金が支払われるものをいう。以下同じ。)である場合 当該保険契約に基づいて当該保証期間と被保険者の余命年数(年金支払開始日における所得税法施行令の別表「余命年数表」に掲げる余命年数をいう。以下同じ。)の期間とのいずれか長い期間中に支払われる契約年金の額及び増加年金の額の合計額。ただし、保証期間中に被保険者が死亡したとき以後にあっては、当該保険契約に基づいて当該保証期間中に支払われる契約年金の額及び増加年金の額の合計額

- ハ 当該保険契約が有期年金(保証期間中において被保険者が生存しているときに年金が支払われ、保証期間中に被保険者が死亡した場合で年金基金残額があるときには死亡一時金が支払われるものをいう。以下同じ。)である場合 被保険者の生存を前提に、当該保険契約に基づき当該保証期間中に支払われる契約年金の額及び増加年金の額の合計額
- なお、保証期間付終身年金で、かつ、被保険者の余命年数の期間中の年金支払総額に基づき年金積立保険料の額の取崩額を算定している保険契約に係る被保険者が死亡した場合には、その死亡の日の属する事業年度において、その日が当該保険契約に係る保証期間経過後であるときは、当該保険契約に係る年金積立保険料の額の取崩残額の全額を、また、その日が保証期間中であるときは、当該保険契約に係る年金積立保険料の額に、既に支払を受けた契約年金の額及び増加年金の額の合計額が保証期間中の年金総額に占める割合から同合計額が余命年数の期間中の年金支払総額に占める割合を控除した割合を乗じた額に相当する額の年金積立保険料の額を、それぞれ取り崩して損金の額に算入することができる。

- (4)年金受取人が当該法人である保険契約に基づいて買増年金(年金支払開始日後の契約者配当により買い増した年金をいう。以下同じ。)の支払を受ける場合(年金の一時支払を受ける場合を除く。) 当該買増年金の支払を受ける日の属する事業年度において、当該保険契約に基づいて支払を受ける1年分の買増年金ごとに次の算式により求められる額に相当する額(当該支払を受ける買増年金が分割払の場合にあっては、当該金額を分割回数によりあん分した額)の買増年金積立保険料の額を取り崩して損金の額に算入する。

なお、当該保険契約が保証期間付終身年金で、保証期間及び被保険者の余命年数の期間のいずれをも経過した後においては、当該保険契約に係る買増年金積立保険料の額の全額を取り崩して損金の額に算入する。

(算式)

買増年金の受取に伴い取り崩すべき「買増年金積立保険料」の額(年額)	=	前年分の買増年金の受取の時にこの算式により算定される取崩額(年額)	+	$\frac{\text{新たに一時払保険料に充当した契約者配当の額}}{\text{新たに一時払保険料に充当した後の年金の支払回数}}$
-----------------------------------	---	-----------------------------------	---	---

- (注)1 算式の「新たに一時払保険料に充当した後の年金の支払回数」については、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる年金の支払回数(年1回払の場合の支払回数をいう。)による。
- (1)当該保険契約が確定年金である場合及び当該保険契約が保証期間付終身年金であり、かつ、被保険者が既に死亡している場合 当該保険契約に係る保証期間中の年金の支払回数から新たに買増年金の買増しをする時までに経過した年金の支払回数を控除した回数
- (2)当該保険契約が保証期間付終身年金であり、かつ、被保険者が生存している場合 当該保険契約に係る保証期間と当該被保険者の余命年数の期間とのいずれか長い期間中の年金の支払回数から新たに買増年金の買増しをする時までに経過した年金の支払回数を控除した回数
- 2 保険契約が保証期間付終身年金に係る買増年金積立保険料の取崩しにつき、被保険者の余命年数の期間の年金支払回数に基づき算定される額を取り崩すべきであるものに係る被保険者が死亡した場合の取崩額の調整については、上記(3)のなお書を準用する。
- (5)年金受取人が当該法人である保険契約に基づいて年金の一時支払を受ける場合 当該保険契約が年金の一時支払のときに消滅するものか否かに応じ、それぞれ次に掲げるところによる。

イ 当該保険契約が年金の一時支払のときに消滅するもの 年金の一時支払を受ける日の属する事業年度において、当該保険契約に係る年金積立保険料の額の取崩残額及び買増年金積立保険料の額(既に取り崩した額を除く。)の全額を取り崩して損金の額に算入する。

ロ 当該保険契約が年金の一時支払のときには消滅しないもの 年金の一時支払を受ける日の属する事業年度において、当該保険契約に係る年金積立保険料の額及び買増年金積立保険料の額につき保証期間の残余期間を通じて年金の支払を受けることとした場合に取り崩すこととなる額に相当する額を取り崩して損金の額に算入し、その余の残額については、保証期間経過後の年金の支払を受ける日の属する事業年度において、上記(3)及び(4)に基づき算定される額に相当する額の年金積立保険料の額及び買増年金積立保険料の額を取り崩して損金の額に算入する。

なお、年金の一時支払を受けた後に被保険者が死亡した場合には、その死亡の日の属する事業年度において、当該保険契約に係る年金積立保険料の額の取崩残額及び買増年金積立保険料の額(既に取り崩した額を除く。)の全額を取り崩して損金の額に算入する。

(6)保険契約を解約した場合及び保険契約者の地位を変更した場合 当該事実が生じた日の属する事業年度において、当該保険契約に基づいて資産に計上した支払保険料の額及び資産に計上した契約者配当等の額の全額を取り崩して損金の額に算入する。

(注)保険契約を解約したときには、解約返戻金の額及び契約者配当等の額を法人の益金の額に算入するのであるから留意する。

6 保険契約者の地位を変更した場合の役員又は使用人の課税関係

保険契約者である法人が、年金支払開始日前において、被保険者である役員又は使用人が退職したこと等に伴い個人年金保険の保険契約者及び年金受取人の地位(保険契約の権利)を当該役員又は使用人に変更した場合には、所得税基本通達36-37に準じ、当該契約を解約した場合の解約返戻金の額に相当する額(契約者配当等の額がある場合には、当該金額を加算した額)の退職給与又は賞与の支払があったものとして取り扱う。

所得税法施行令・別表「余命年数表」より抜粋		
年金の支給開始日における年齢	男	女
55歳	23年	27年
60歳	19年	23年
65歳	15年	18年

身体の傷害に基因して支払いを受ける給付金等の取扱いについて

所得税基本通達9-21 疾病により重度障害の状態になったことなどにより、生命保険契約又は損害保険契約に基づき支払を受けるいわゆる高度障害保険金、高度障害給付金、入院費給付金等(一時金として受け取るもののほか、年金として受け取るものを含む。)は、令第30条第1号に掲げる「身体の傷害に基因して支払を受けるもの」に該当するものとする。(昭55直所3-19、直法6-8、昭57直所3-14、直法6-9、直資3-8改正)

令和3年6月25日 課個3-9 課法11-22 課審5-2 「所得税基本通達の制定について」の一部改正について 給与等とされる経済的利益の評価(抜粋)

保険契約等に関する権利の評価

36-37 使用者が役員又は使用人に対して生命保険契約若しくは損害保険契約又はこれらに類する共済契約(以下「保険契約等」という。)に関する権利を支給した場合には、その支給時において当該保険契約等を解除したとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額(解約返戻金のほかに支払われることとなる前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合には、これらの金額との合計額。以下「支給時解約返戻金の額」という。)により評価する。ただし、次の保険契約等に関する権利を支給した場合には、それぞれ次のとおり評価する。

- (1)支給時解約返戻金の額が支給時資産計上額の70%に相当する金額未満である保険契約等に関する権利(法人税基本通達9-3-5の2の取扱いの適用を受けるものに限る。)を支給した場合には、当該支給時資産計上額により評価する。
- (2)復旧することのできる払済保険その他これに類する保険契約等に関する権利(元の契約が法人税基本通達9-3-5の2の取扱いの適用を受けるものに限る。)を支給した場合には、支給時資産計上額に法人税基本通達9-3-7の2の取扱いにより使用者が損金に算入した金額を加算した金額により評価する。
- (注)「支給時資産計上額」とは、使用者が支払った保険料の額のうち当該保険契約等に関する権利の支給時の直前において前払部分の保険料として法人税基本通達の取扱いにより資産に計上すべき金額をいい、預け金等で処理した前納保険料の金額、未収の剰余金の分配額等がある場合には、これらの金額を加算した金額をいう。

附則

(経過的取扱い)

この法令解釈通達による改正後の所得税基本通達は、令和3年7月1日以後に行う保険契約等に関する権利の支給について適用し、同日前に行った保険契約等に関する権利の支給については、なお従前の例による。

第一章

各保険種類における経理処理

各保険種類における経理処理のまとめ

当社商品における税務の取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパフェニックス)・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険(プラチナフェニックス)・③通増定期保険・④みらいのカタチ[定期・新3大疾病保障(死亡保障100%型)(有期)・介護保障(有期)・身体障害保障]の経理処理

1-2. ④長期定期保険(ジャストタム)の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ[入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院継続時収入サポート・認知症保障(終身)]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ[入院総合・がん医療・認知症保障(終身)]の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ[生存給付金付定期]の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ[終身]の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ[新3大疾病保障・死亡保障100%型(終身)・介護保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ[養老]の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ[年金]の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ[ハッピープラン]の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険(グランエジ)の経理処理

第二章

各種制度を利用した場合の経理処理

1. 名義変更した場合の経理処理(所得税基本通達36-37)

2. 契約貸付に関する経理処理

3. 保障見直し制度を利用した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用した場合の経理処理

10. 保険料預金制度を利用した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の保険料の経理処理

第三章

根拠基本通達・個別通達

